

事業パートナーの皆様

私たち JTB グループ（以下「JTB 又は私たち」）は、地球を舞台に人々の交流を創造し、平和で心豊かな社会の実現に貢献することを経営理念とし、交流創造に関わる企業活動を誠実に推進し、持続可能な社会の実現に貢献すること（以下「目的」）を目指しています。この取り組みは、私たち JTB だけでは成し遂げることは困難です。そのため、創業より培ってきた JTB のお客様、取引先企業、地域の皆様、そして事業パートナーの皆様と共に、目的の実現を目指していきたいと考えています。

このような考えのもと、JTB グループ行動規範及び行動指針（グループポリシー）、並びにサステナビリティ方針に基づき、「JTB グループ サステナブル取引方針」（以下「本方針」）を制定いたしました。本方針は、事業パートナーの皆様と JTB との協働によって構築する、持続可能なお取引のあり方を示すものです。本方針に基づき、事業パートナーの皆様と JTB が共通の認識をもち、相互に協力しながらサプライチェーン全体で目的の実現に向けて取り組んでいくことが不可欠であると考えています。

つきましては、事業パートナーの皆様におかれましては、本方針の内容についてご理解をいただき、JTB とのお取引において、これを遵守し、目的の実現に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

株式会社 JTB

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

山北 栄二郎

JTB グループ サステナブル取引方針

【目次】

1. 法令遵守・国際規範の尊重及び遵守
2. 人権の尊重
3. 公正な取引
4. 労働安全衛生
5. サービス・品質の向上
6. 情報セキュリティの構築
7. 国際社会・地域社会への貢献
8. 地球環境の保護
9. リスク管理体制の構築

1. 法令遵守・国際規範等の尊重及び遵守

- ① 各国及び各地域の法令、規則、社会規範並びに国際規範等を遵守する。
- ② 取引に必要な許認可、認証、資格を取得し、それらの維持管理を適切に実施する。
- ③ 自社及び取引先の関連法令違反等が発覚した場合、JTB へ速やかに報告する。

2. 人権の尊重

人権に関する国際規範等（国連憲章、世界人権宣言、ビジネスと人権に関する指導原則等を含む）を遵守し、また各国の憲法や判例で保障された、すべての人の人権を尊重・擁護し、人権侵害を容認しない。

（1）強制労働の禁止

採用や雇用の過程において、暴行・脅迫・監禁その他精神・身体及び行動の自由を不当に拘束する手段により、本人の意思に反する雇用や労働を強制せず、またそれに加担しない。

（2）児童労働の禁止

15 歳又はその国の法令で就業が許される年齢のいずれか高い年齢に達していない児童を雇用せず、また雇用を支援しない。

（3）差別の禁止

人種、国籍、民族、性別、年齢、出身地、宗教、学歴、心身の障がい、性的指向と性自認等を理由として、すべての人への差別をしない。また、従業員に対して、採用、賃金、昇進、訓練、離職、退職等の雇用に関しても、それを理由とした不利益な扱いをしない。

(4) 暴力とハラスメントの禁止

すべての人の人権を尊重し、役員、従業員、求職者、顧客、取引先、配達・サービス業者、及び一般の人々に対する暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含む各種ハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、いじめ、公の場での侮辱又は辱め、暴言等の過酷で非人道的な扱いの脅威や行為を行わない。また、従業員に対して不当な懲戒処分で脅したりしない。

(5) 適切な労働時間と賃金

① 関連法令で定められている労働時間の限度を超えないよう、従業員の労働時間を適切に管理する。

② 従業員に対し、関連法令等に定められた休日及び年次有給休暇を付与する。

③ 関連法令等に基づいて従業員と雇用契約を締結し、最低賃金、超過勤務、法定給付等の支払い及び各種の控除を行う。

(6) 結社の自由

国際規範・関連法令に則り、結社の自由と団体交渉権等の労働者が有する権利を尊重する。

(7) 個人の多様性の尊重 (DEIB)

個人の多様性、個性、人格を尊重し、個人が持つ能力を最大限に発揮できる心理的安全性が確保された環境を整えるとともに、公平・公正な立場で機会均等を確保し、多様な人材が活躍できる職場の維持に努める。(DEIB: Diversity, Equity, Inclusion, Belonging)

(8) 先住民族・地域住民の生活の尊重

先住民族の土地、文化、慣習、宗教、生活様式等の伝統的知識や遺伝資源の権利を尊重し、利益を一方的に搾取するような行為を行わない。また、事業を行う地域の住民が生活に支障をきたすことがないよう配慮する。

(9) 外国人・移住労働者の権利保護

外国人・移住労働者に対し、関連する法令等に基づき、当該労働者の理解可能な方法で労働条件の提示を行うとともに、適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、ID や旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収等の違法又は不当な行為を行わず、当該労働者の人権を尊重する。

3. 公正な取引

(1) 公正な取引の推進

公正かつ倫理的な競争を阻害する、私的独占や不当な取引制限(入札談合、カルテル等)、不公正な取引を行わない。

(2) 利益相反の防止

自社の企業としての利益と自社の役員・従業員の個人的利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、当該役員・従業員が個人的利益を享受することがないようにさせる。

(3) 汚職・腐敗行為の防止

① 行政機関やそれに準じる組織、公務員、また JTB を含む取引先に対して、不適切な支払いや、過剰な贈答品の提供またはその他の勧誘を行わない、また逆に不適切な支払いや過剰な贈答品の提供を受けない。

② 直接又は間接的に契約や取引内容に影響を与えることを目的とした、公正さを欠く、あるいは、公正さを疑われるおそれのある贈答や接待、又はその斡旋を行わない。

(4) 反社会的勢力との関係排除

市民社会の秩序や脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を排除する。

(5) マネーロンダリングの防止

マネーロンダリングの防止に関するすべての適用法令を遵守し、マネーロンダリング行為に関与しない。

(6) 知的財産の尊重

第三者の知的財産を尊重し、侵害しない。

(7) 通報窓口の設置

従業員や自社の取引先等からの報告や苦情について、通報のための受付窓口を設置する等、適切に対応するように努める。

(8) 通報者の保護

関連法令に基づき、通報に関わる情報に関する機密性を維持するとともに、通報者を保護し、通報者が不利益とならないような対応に努める。

4. 労働安全衛生

(1) 安全衛生の確保と教育

① 関連法令に基づき、安全で健康的な職場環境を従業員に提供する。

② 潜在的な安全衛生に関わる事故や怪我、精神的なものを含む疾病を予防するための有効な措置や、安全で衛生的な職場環境を構築するための研修やトレーニングを定期的に従業員に提供し、安全衛生意識と知識の啓発に努める。

(2) 安全衛生マネジメントの推進

従業員の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、労働安全衛生関連の認証の取得等、安全で衛生的な職場環境を整える取り組みに努める。

(3) 危険・緊急時への備え

① 火災や地震等緊急時における職場の安全対策を策定し、日頃から防災訓練等、安全の確保に努める。

② 機械や設備については、安全確保のために必要な職場内ルールの設定や設備の点検等、適切な安全対策を講じる。危険を伴う作業については従業員への教育を実施し、可能な限り危険を回避できる手段をとる。

(4) 従業員の健康管理と健康経営の推進

① 全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

② 関連法令等に基づき、健康診断等を実施し、必要に応じ再検査、精密検査等のフォローアップをおこなうことにより従業員の疾病の予防と早期発見を図り、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス等のケアについても十分に配慮する。

③ 日本国内においては、健康経営優良法人認定の取得、(自治体等による)健康経営の表彰制度の取得、育児・介護等のワークライフバランスに関する表彰・認定の取得、及び健康経営施策やメンタルヘルス施策の実施の可能性を迫及する。

5. サービス・品質の向上

事業に関連する品質マネジメントシステムや第三者認証制度の活用等により、品質の確保や向上に努める。

(1) 顧客への情報提供

商品・サービスの提供にあたり、お客様に正しい情報をお伝えし、誤解を与えるような告知・表示、広告を行わない。

(2) サステナビリティの観点を含めた顧客満足度の向上

サステナビリティの観点を含め、お客様の満足度を継続的に把握し、必要に応じて改善に努める。

(3) 旅の質の向上と維持

旅行事業に関わる事業パートナーは、GSTC 認証等のサステナビリティ認証取得等により、サステナビリティの向上に努める。

6. 情報セキュリティ体制の構築

(1) 個人情報の漏洩防止

外部からのサイバー攻撃等の脅威に対して、情報セキュリティの強化等の防衛策を講じ、個人情報の漏洩を防止する。

(2) 体制の構築

関係法令等で定められた、又は推奨されている、個人情報保護に関する管理体制の構築や認証の取得に努める。

(3) 機密情報の漏洩防止

機密情報を適切に管理・保護し、漏洩を防止する。

7. 国際社会・地域社会への貢献

事業活動を通じて、国際社会・地域社会の持続可能な発展に寄与する活動に取り組む。

(1) 地域社会への貢献

地産地消、地域での雇用機会の創出・拡大や地元事業者との適切な取引により、持続可能で豊かな地域づくりに努める。

(2) 地域社会における文化や歴史保全

地域に根差した有形無形の文化や、地域に継承される知識・技術を大切にし、その価値を尊重し、価値向上に貢献する。

8. 地球環境の保護

気候変動や環境汚染等の地球環境問題及び地域の環境問題に JTB と共に積極的に取り組む。

(1) 国際社会での合意事項等の遵守

国際社会や業界団体における合意に対し、その趣旨に沿って公正に対応する。

(2) 地球温暖化への対応

① 気候変動、地球温暖化等の地球環境問題の対策に積極的に努める。

② 気候変動の影響を軽減するため、事業活動全般における温室効果ガス排出の把握と削減に努める。

③ エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量を最小限に抑えるための措置と、再生可能エネルギーの使用拡大に努める。

④ 交通・輸送手段においては、合理的な範囲で可能な限り温室効果ガス削減に効果のある手段をとるよう努める。

(3) 環境汚染への対応

① 大気汚染、土壌汚染、水質汚染、騒音、日照等、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮し、地域の環境問題の対策に積極的に努める。

② 排ガスを管理する事業パートナーは、事業を行う国や地域の大気汚染を防止する法令等が定める水準を満たしていることを定期的に確認し、各地の行政機関等と協議しながら適切な対応をとるよう努める。

③ 排水を管理する事業パートナーは、中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響をおよぼさないよう再利用するか、安全に放流する手段を整備するよう努める。

(4) 水資源への対応

水道水は、事業を行う国や地域の基準を満たしたものを利用する。また消費水量を測定、節水し、地域の水資源の保全に努める。

(5) 資源循環と廃棄物

① 資源の使用と廃棄に関し、適切な管理を行うことにより、廃棄物の発生と最終処分を最低限に抑えるよう努める。

② 食品廃棄物を含む廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設けるとともに、削減できない廃棄物については、可能な限り再利用又はリサイクルする仕組みを確立するよう努める。

③ 最終廃棄処理は適切に行い、可能な限り地域住民や環境に悪影響を与えないように努める。

④ 資材や消耗品の調達については、できるだけ環境に配慮した製品を優先し、食品を含めた使い捨て商品や消耗品の購入量と使用量を慎重に管理し、資源の有効活用に努める。

(6) 化学物質の管理

① 人体や環境に対して危険をもたらす、又はその恐れのある化学物質及びその他の有害物質を取り扱う場合は、関連法令を遵守し、安全な取り扱い及び廃棄が確実に実施されるよう適切に管理する。

② かかる物質の使用は可能な限り最小限にし、無害なもの又はより有害でないもので代用するよう努める。

(7) 生物多様性への配慮

生物多様性の重要性を理解し、動植物の違法な取引禁止や動物福祉の考え方も踏まえ、国際的に、又は事業活動を行う地域で保護されている野生動植物の保護や、外来種侵入の予防を図り、生態系の保全と再生に努める。

(8) 持続可能な調達・購買

合理的な範囲でサステナビリティ認証を取得した持続可能な商品の優先的な利用と購入に努める。

9. リスク管理体制の構築

顧客及び従業員、関係する取引先の信頼に比べ続けるため、商品・サービスの品質のみならず人権、企業倫理、環境等に関するリスクについて検討し、リスクの根絶・回避・軽減に取り組み、それを管理することで、災害や不測の事態への備えに努める。

(1) リスク評価・管理体制の構築

人権、企業倫理、情報漏洩、環境、労働安全衛生等に関するリスクを特定するプロセスの構築及び、特定されたリスクの重要性評価、適切な手順による管理に努める。

(2) 事業継続計画（BCP： Business Continuity Plan）の構築

自然災害、気候変動の影響、疫病の蔓延、政治的・経済的な混乱等の予測できない困難状況についても、被害を最小化する対策と対応手順を策定するとともに、常にこれを見直し、事業の継続及び早期復旧の体制を平時から整えるように努める。

【用語の定義】

本方針において、以下の用語はそれぞれ次の意味を持つ。

「 関 連 法 令 」：事業に関係する各国の法律、規則、規制、命令、条例等をいう。

「サステナビリティ」：環境や社会、経済等に配慮した活動を行うことで、社会全体を長期的に持続させていこうという考え方をいう。

「個人情報」：取引の際に取り扱う従業員を含む個人に関する情報であって、取引に関連する各国の個人情報保護関連法令で定められたすべての個人情報をいう。

「機密情報」：自社の非公開の情報、ノウハウ及び、自社の顧客、JTB、JTBの取引先及び第三者から秘密として開示され又は取得した全ての情報をいう。

「サステナビリティ認証」：国際的又は国内における企業活動又は企業の製品・サービスが環境・社会・経済に配慮した持続可能な取り組みであることを評価した第三者認証のことをいう。

（例：ISO 認証、フェア・トレード認証、FSC 認証等）

制定／改訂履歴

2025 年 6 月 25 日 制定

JTB グループ サステナブル取引方針について

【対象範囲】

本方針は、JTB 及び JTB の事業におけるサプライチェーン上の直接又は間接的な取引のあるすべての事業パートナーの皆様（以下「事業パートナーの皆様」）に遵守をお願いするものです。JTB の間接的取引先となる貴社のお取引先（以下「取引先」）に対しても本方針を周知し、遵守を働きかけていただきますようお願いいたします。

【運用】

JTB は本方針に賛同し、遵守いただける事業パートナーの皆様とのお取引の拡大に努めてまいります。また新たにお取引を始める際にも、本方針へのご理解と遵守をお願いしてまいります。本方針と国際的な基準や法令・規制等の間に齟齬が生じた場合は、JTB はより厳しい基準に合わせて本方針を見直してまいりますので、事業パートナーの皆様におかれましても、新しい基準の遵守に努めていただくようお願いいたします。

【相互理解】

本方針に関して、事業パートナーの皆様との相互理解を深めるため、JTB よりアンケートの回答をお願いさせていただく場合があります。

【報告と対応】

1. 事業パートナーの皆様へのアンケートを通じて、対処すべき課題が明らかになった場合、課題についての協議をさせていただきます。
2. JTB との取引において、事業パートナーの皆様又は取引先が、本方針に関わる国際的な基準・法令・規制等に抵触する等重大な違反を認識した場合は速やかに JTB へ連絡してください。
3. 事業パートナーの皆様より、前項の国際的な基準・法令・規制等に抵触する等の重大な違反について連絡をいただけなかった場合や、重大な違反について適切なご対応がなされなかった場合は、お取引内容の見直し等の協議をさせていただきます。

【方針の改訂】

本方針は、時代の変化や社会の要請に応じて内容を改訂し、JTB の WEB サイト上で公開します。事業パートナーの皆様は、本方針の改訂後も、継続して趣旨へのご賛同と遵守をいただきますようお願いいたします。改訂内容についてご不明な点やご意見がございましたら、JTB までご連絡ください。